

専修学校設置基準等の一部改正に関するパブリックコメント（意見公募手続） の実施について

令和元年12月27日
総合教育政策局生涯学習推進課

この度、文部科学省では、専修学校設置基準その他省令及び告示の改正を予定していません。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基き、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施しますので、御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

→【別添】参照

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 令和2年1月25日 必着
- (3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室 宛
FAX番号：03-6734-3715
電子メールアドレス：syosensy@mext.go.jp

(判別のため、件名は【専修学校設置基準の改正案等への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【3. 意見提出様式】

「専修学校設置基準の改正案等への意見」

- ・氏名（任意）
- ・住所（任意）
- ・電話番号（任意）
- ・提出意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室)